

# 附属図書館にて発見された エルンスト・チーテルマン宛て書簡 2 通について

翻刻と解説

— 2 Letters for Prof. Dr. Ernst Zitelmann in 1882 and 1910 —

小川 知幸

はじめに

東北大学附属図書館の所蔵する外国人個人文庫のひとつに「チーテルマン文庫」がある。現在は準貴重図書として管理され、利用に供されているが、2014年度におこなわれた附属図書館本館の、1973年の新営開館以来の40年ぶりの大改修にさいして、地下書庫よりこのチーテルマン文庫の旧蔵者エルンスト・チーテルマン (Ernst Zitelmann) にかかわる2通の書簡が偶然発見された。いずれも今から100年以上前のもので、1通は1882年の日付のある、ロベルト・ヘルマンソン (Robert Hermanson) という人物からの、もう1通は1910年の日付のある、ハインリヒ・ブラオヴァイラー (Heinrich Brauweiler) という人物からの、ともにチーテルマン本人に宛てた封書である。

これらの書簡にかかわる附属図書館側の記録やメモ書きなどはとくに残されておらず、受け入れ等の経緯

については不明であるが、おそらくは文庫受入れ後の整理作業中に、書籍のあいだに挟まれていたものを取りだして、別に収納しておいたのではないかと推測される。当時の附属図書館は、現在、史料館となっており、今の附属図書館の新営時期から考えると、その収蔵箱の内容についてはその後とくに確認されることもなく、旧図書館から新図書館へと運びこまれ、そのまま地下書庫の片隅に眠っていたのであろう。附属図書館の改修は、書簡をいわばその眠りから目覚めさせたわけである。

調査の結果、書簡の送り主は無名氏ではなく、長じて歴史に名を残す一廉の人物となっていたことがわかった。そこで本稿では、これらの書簡を翻刻し、和訳して紹介するとともに、その内容から判明することがらを適宜解説したい。

## 1. エルンスト・チーテルマンと「チーテルマン文庫」について

エルンスト・チーテルマンはドイツ・ボン大学の法学教授として知られており、民法、とりわけ家族法、相続法、税法、経済法などの分野でその足跡を残した。また、芸術分野では詩作にも秀でていたという<sup>1</sup>。略歴をしめせば、以下のとおりである。

1852年8月7日、当時のプロイセン領シュテッティーン (現ポーランド北西部のシュチェチン) に生まれ、ライプツィヒ、ハイデルベルク、ボンの各大学において法学を学んだ。1873年ライプツィヒにおいて論文

「法人の概念と本質」(Begriff und Wesen der juristischen Person) により学位を取得し、その後司法官試補を務めたが、大学教授資格を取得するためこれを中断し、1879年にはロストック大学のローマ法・民法講座に招聘された。1881年にハレ大学、1884年にはボン大学のローマ法学専攻の正教授となり、1921年までこれを務めた。その間、妻エリーザベトとのあいだに5人の娘をもうけた (うち2人は夭折)。1923年11月25日、同地にて71歳の生涯を閉じた<sup>2</sup>。

1 一例として、Gedichte, Berlin, 1881; Memento vivere. Eine Dichtung, Stuttgart, 1894; Capri (Gedichte), Bonn, 1901.

2 Vgl. Hans Planitz (hrsg.), Die Rechtswissenschaft der Gegenwart in Selbstdarstellungen. Konrad Cosack, Ludwig Ebermayer, Victor Ehrenberg, Otto Fischer, Otto Lenel, Otto Mayer, Ernst Zitelmann, Philipp Zorn, Leipzig, 1924, S. 177-214.

さて、その後の「チーテルマン文庫」の成立は、他の外国人個人文庫と同様に<sup>3</sup>、1922年（大正11）の東北帝国大学における法文学部の設置にかかわっている。のちに東北帝国大学法文学部民法講座教授となる石田文次郎（1892年生まれ、1979年没）は、当時ドイツに留学中であり、チーテルマンの没後にエリーザベト夫人がフォック（Fock）書店をつうじて処分しようとしていた旧蔵書に注目した。これを東北帝国大学に売るよう交渉したのである。交渉がまとまり、旧蔵書は1924年に附属図書館に受け入れられた<sup>4</sup>。その後10年あまりの整理作業をへて、1936年（昭和11）に附属図書館により『チーテルマン文庫目録第一巻』が謄写刷りで刊行された<sup>5</sup>。これをもって正式に、8,280冊からなる「チーテルマン文庫」の成立が謳われる。ただし、受入れ当初はこの他に5,000冊以上の小冊子類もあったようだが、製本作業などのために学外にもちだされていたところを1945年（昭和20）の仙台空襲により焼失したという。したがって、この『目録』は書籍のみを収録しており、「第一巻」とされるが、続刊はない。

このように、チーテルマン旧蔵書の受入れ後の整理作業は、概ね1924年から1936年までにおこなわれた。書籍が旧蔵書のなかに紛れていたものであったならば、取りだされたのはおそらくこのときであっただろう。



エルンスト・チーテルマン (1852-1923)

## 2. 恩師への手紙

それでは、最初の書簡について、その概要をしめそう。これは1882年5月20日にフィンランド・ヘルシンキ在住のロベルト・ヘルマンソンという人物から、ドイツ・ハレ在住のエルンスト・チーテルマンに宛てた書簡で、封筒に1枚の便箋が入っている。便箋は2つ折りになっており、第1面から第3面に、ブラックのインクで文面がしたためられている（写真1～5）。

当時チーテルマンはハレ大学の正教授であり、この都市に居住していた。その内容はひと言でいえば、学恩のある先生にたいする自身の近況報告と弁明である。冒頭で、1年以上前の自身の論文の上梓にもふれていることから、チーテルマンがロストック大学で教鞭を執っ

ていたとき（1879～1880年）にその讐咳に接したのかもしれない。ロストック大学への赴任時、チーテルマンは弱冠27歳であり、学生の眼からは、若い教授への親近感や憧れをいだかれたであろうことも想像にかたくない。この書簡を受け取ったときも、チーテルマンはまだ、まもなく31歳になろうとしているところであった。文中にあるチーテルマンの著作「錯誤および法的行為」は、1879年にライプツィヒのドゥンカー・ウント・フンブロット（Duncker & Humblot）社より出版されたものである<sup>6</sup>。ヘルマンソンは、この著作のなかでしめされた諸問題にも取り組んだ、と述べている。

ところで、ヘルシンキ出身で、同じくロベルト・ヘ

3 この時期に東北帝国大学が購入した外国人個人文庫としては、他にもローマ法の「ゼッケル文庫」、訴訟法の「シュタイン文庫」、心理学の「ヴント文庫」などがある。

4 『東北大学五十年史』下、東北大学、1960年、1725頁

5 『チーテルマン文庫目録 第一巻 本館所蔵 特殊文庫洋書ノ部』東北帝国大学附属図書館、1936年

6 Ernst Zitelmann, Irrtum und Rechtsgeschäft: Eine psychologisch-juristische Untersuchung, Leipzig, 1879.

ルマンソンという名のフィンランドの憲法学教授が知られている<sup>7</sup>。当時のフィンランド＝ロシア間の政治的関係の改善に努めた人物ということであるが、1884年に大学教授となり、帝国議会において数々の委員会に参画し、1919年に発効したフィンランドの憲法制定にたいして重要な役割をはたした。ドイツ民法の法理論および1800年代の法実証主義を導入し、とくに国家(state)の概念を構築することでフィンランドの国家としての地位を確立するために貢献したのである<sup>8</sup>。よく知られているように、フィンランドはニコライ2世による自治権廃止宣言により、ロシア帝国のなかでひたすら独立の道を模索していた。その方途が民主的な憲法の制定であり、フィンランドの国家としての位置づけであった。かれは1846年生まれであることから<sup>9</sup>、書簡の日付である1882年の段階では、計算上、36歳であったはずである。

この、チーテルマンより5歳上という年齢、そして、チーテルマンのあつかう民法学とこのヘルマンソンの憲法学とでは専門分野がことなっているのではないか、という印象から、当初は多少の違和感を抱きはじめたものの、書簡を読み進めるにつれ、その疑問は氷解した。というのも、書簡のなかで、チーテルマンの研究には多くの学問的な刺激と導きをあたえられたが、いまは憲法学に強い興味をもち、ストラスブールに他の教授たちのもとを訪れて授業を受け、親交を結んだ、とも述べられているからである。しかしながら、ヘルマンソンは、現今の差し迫った課題のために、自身の論文のドイツ語化や、今後は論文の恵贈もできないかもしれないという。この課題がいったい何を指していたのかは判然としないが、そのわずか2年後にフィンランドの憲法学教授となり、研究と政治の舞台で大きな活躍をすることになったとすれば、おのずと回答は得ら

れるだろう。

また、決定的であったのは、文中でヘルマンソンが1年前に上梓したと述べている論文「立法について。その概念と他の国家的諸機能との関係」の(ドイツ語版ではなく)スウェーデン語版が、ロベルト・ヘルマンソンの業績として存在していたことである<sup>10</sup>。これは1881年に出版されており、まさしく書簡の日付の1年前に相当する。しかし、なぜフィンランド語ではなく、スウェーデン語であったのか。当時フィンランドはロシア帝国の支配下にあり、自国語を学術用語としてもちいることができなかったからである。

したがって、わたしは以下のように推定する。書簡はフィンランドの憲法制定に貢献したロベルト・ヘルマンソンの若き日の一齣をしめすものである。外国人留学生であったヘルマンソンは、おそらくロストック大学において、チーテルマンに教えを受けた。その後も研究活動を継続し、研究の出発点において多大な学恩を受けたと感じたチーテルマンにたいし、感謝と近況を伝えたのである。そしてまた、上記の論文をドイツ語に翻訳して届けたいとおもっているが、しかし、どうしてもはたせない、という弁明は、直後に始まる嵐のような後半生を彷彿とさせるものになっている<sup>11</sup>。ヘルマンソンは1884年に大学教授になったあと、フィンランド憲法制定のための議会の委員会活動に邁進したことは上に述べたとおりであるが、その後も1899年からはヘルシンキ大学の副学長を務め、政治的には第一次大戦、帝政ロシアの瓦解、フィンランド王国の成立、ドイツ帝国の崩壊に起因する共和国への再編など、国家間の多くの対立と紛争を間近に体験しながら激動の時代を生きた。

ヘルマンソンは1928年に82歳で死去した。チーテルマン逝去の5年後であった。

7 Vgl. Biographikeskus. <http://www.kansallisbiografia.fi/kb/artikkeli/3478/>

8 Vgl. Jaakko Husa, *The Constitution of Finland: A Contextual Analysis*, Oxford, 2011, p. 19.

9 生没年、肖像、家族関係にかんしては、Vgl. <http://www.geni.com/people/Robert-Hermanson/6000000000113705535>

10 Om lagstiftningen, dess begrepp och förhållande till öfriga statliga funktioner, Helsingfors, 1881.

11 この書簡からおおよそ30年を過ぎた後に、チーテルマンを顕彰し、1913年に還暦記念論文集、1923年には博士論文五十周年記念論文集が刊行されているが、ヘルマンソンはそのいずれにも論文を寄稿していない。Vgl. *Festschrift für Ernst Zitelmann. Zu seinem 60. Geburtstag überreicht von Verehrern und Schülern*, München, 1913; *Festgabe des Archiv für Rechts- und Wirtschaftsphilosophie mit besonderer Berücksichtigung der Gesetzgebungsfragen für Ernst Zitelmann zu seinem goldenen Doktorjubiläum*, Berlin, 1923. ただし、Robert Fredrik Hermanson, *Finlands statsrättsliga ställning*, Helsingfors, 1892をはじめとして、また、書簡でふれた論文の原語(スウェーデン語)版である *Om lagstiftningen, dess begrepp och förhållande till öfriga statliga funktioner*, Helsingfors, 1881など、おもにスウェーデン語による著作(他国語への翻訳を含む)を、延べにして60件以上、検索結果として得ることができる。

(封筒おもて) (消印2種)

via St. Petersburg

Herrn Professor Dr.

Ernst Zitelmann

Halle a/S.

(封筒うら) (消印2種)

(文面: 第1面)

Helsingfors, 20. Mai 1882.

Hochgeehrter Herr Professor!

Schon vor einen Jahre, als ich eine Abhandlung "über die Gesetzgebung, deren Begriff und Verhältniss zu den übrigen staatlichen Funktionen" veröffentlichte, wollte ich mir die Freiheit nehmen, Ihnen Herr Professor, ein Exemplar davon zu übersenden. Ich beabsichtigte damals Ihnen zugleich Bericht zu erstatten über einige Erörterungen von gewissen in meiner Dissertation besprochenen Fragen, die mit den von Ihnen selbst im "Irrthum und Rechtsgeschäft" behandelten in engem Zusammenhang stehen.

(第2面)

Erst einige Zeit aufgeschoben, unterblieb die Sache schliesslich ganz, was ich Sie hauptsächlich dem Umstande zuzuschreiben bitte, das[s] die deutsche Sprache mir immerhin eine fremde Sprache ist. Dennoch nährte ich die Hoffnung früher oder später eine deutsche Bearbeitung meiner Abhandlung veranstalten zu können, umso mehr da eine freundliche Aufforderung einen Aufsatz über die von mir behandelten Fragen für eine deutsche Zeitschrift zu verfassen an mich erging, und zwar von Seiten der Herren Professoren Sohm und Laband in Strassburg; ich habe mich nämlich an die von Laband vertretene Richtung im Staatsrechte (juristische Construction auch im Staatsr.) angeschlossen und bei einem zweimaligen Aufenthalt in Strassburg Gelegenheit gehabt mir anzueignen was sein Unterricht und persönlicher Umgang am Nutzen in vielfacher Hinsicht bietet.

Gegenwärtig kann ich jedoch nicht an die obererwähnte Bearbeitung denken, da mich eine anderweitige Arbeit in Anspruch nimmt.

(第3面)

Da aber Ihr Werk, Herr Professor, mir so reichhaltige Anregung und Leitung gab (wie aus den Noten vielleicht zu ersehen ist) will und kann ich nicht länger unterlassen, Ihnen durch Übersendung mitfolgender Abhandlung meinen aufrichtigen Dank auszusprechen, den ich Ihnen für die aus Ihrem Werke geschöpfte wissenschaftliche Leitung schuldig zu sein glaube.

Falls die mir jetzt bevorstehende Aufgabe mich veranlassen sollte im nächsten Herbst oder Winter Deutschland zu besuchen so werden Sie gütigst erlauben dass ich mich dann persönlich an Sie wende.

Mit grösster Hochachtung,

Ergebenst

Robert Hermanson

※ [ ] 内は筆者による補足

(試訳)

ヘルシンキ, 1882年5月20日

尊敬する教授へ

すでに1年前のことになりますが, 論文「立法について。その概念と他の国家的諸機能との関係」を上梓したとき, わたしはそこから先生, あなたにですが, はばかりながら1部冊をお送りしたいとおもっていました。そのころわたしは, 自分の学位請求論文のなかであつかったいくつかの問題のうち, 若干の, 論究したもののについても併せてご報告するつもりでした。その問題は, 先生ご自身により「錯誤および法的行為」においてあつかわれたものと密接な関係があります。

でも当初は何度か先延ばしになり, けっきょくは中止になってしまいました。これにはそもそも事情があつたとみなしていただけますよう, どうかお願い申し上げます。わたしにとってドイツ語は, 何はともあれ外国語だということなのです。それでもやはり, 遅かれ早かれ, 拙論のドイツ語版を作りたいとの希望をいただいています。わたしがあつかった問題にかんする論文をドイツ語の専門誌に向けて執筆せよ, という好意的な催告が, わたしにたいして発せられているだけになおさらです。具体的には, ストラスブールのゾーム教

授とラバント教授からです<sup>12</sup>。といたしますのも, わたしはラバント教授によって代表される憲法学(また憲法学における法構成)における見解に影響をうけていて, ストラスブールに2度滞在したうちの1度は, 教授の授業を受けて, 個人的な交誼を得る機会があり, さまざまな点で有益でした。

とはいえ, 今のところ先述のドイツ語版については考えることができません。わたしは他の仕事に時間をとられているからです。

ですが先生, あなたのご研究は, わたしに多くの刺激と導きをあたえてくれました(この短信からもおそらく見て取れるでしょう)。ほどなくして, わたしは今後続く論文をお送りすることであなたに心からの感謝をあらわすことをつつしむようになるかもしれません。感謝とは, あなたのご研究から受けた学問的な導きのために, わたしにその義務があると信じているものです。

いま目の前に差し迫った課題が, わたしから離れていけば, つぎの秋か冬にはドイツを訪れることができるだろうとおもいます。そうしてよいとお許しがいただければ, わたしはあなたのところにお伺いいたします。

敬具

ロベルト・ヘルマンソン

12 ゾーム教授とラバント教授とは, つぎの人物を指すとおもわれる。Rodolph Sohm (\* 29. Oktober 1841 in Rostock; † 16. Mai 1917 in Leipzig), Paul Laband (\* 24. Mai 1838 bei Breslau; † 23. März 1918 in Straßburg)



写真1 封筒おもて



写真2 封筒うら

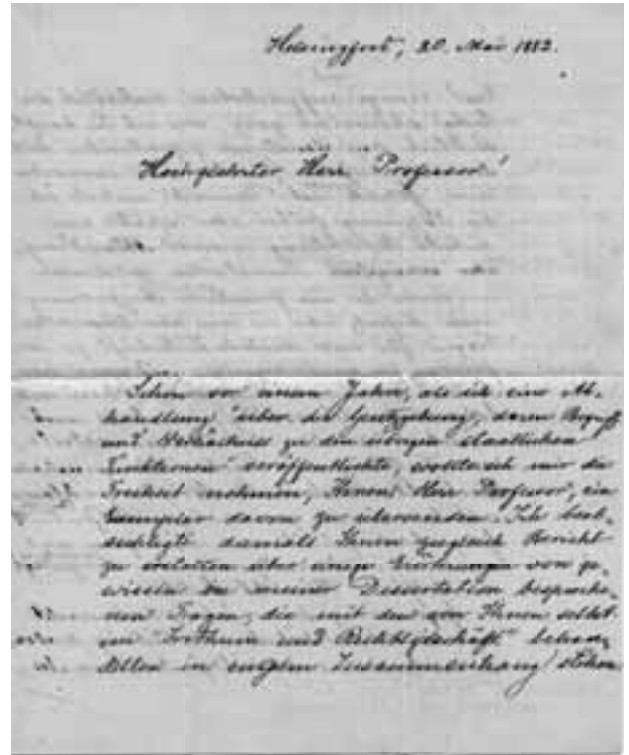


写真3 文面：第1面



写真4 文面：第2面

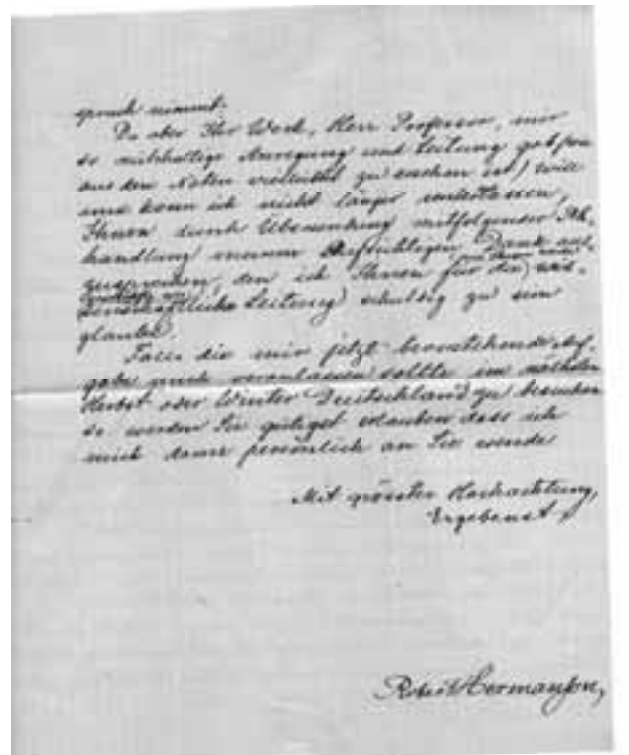


写真5 文面：第3面

### 3. 法学博士となった教え子からの手紙

もう1通の書簡は、ベルリンのステグリッツという地区に住む法学博士ハインリヒ・ブラオヴァイラーという人物から、ボン在住のエルンスト・チーテルマンに宛てた、1910年12月31日の日付のある封書である。先の書簡から、およそ30年後にあたる。封筒に1枚の便箋が2つ折りにされており、折りたたんだことでできる4面のうち、第1面と第3面にブラックのインクで文面がしたためてある(写真6~9)。

その内容からすると、おそらく別便で郵送された論文抜刷の送付状として書かれたものであり、チーテルマンの教えを受けた著者が、先ごろエアランゲン大学にて学位を授与され、その学位請求論文を印刷したのがこの抜刷だということが読みとれる。論文は「優」(magna cum laude)の成績であったと述べて、その喜びとチーテルマンへの感謝の念を綴っている。短いが、簡にして要を得た文章である。

チーテルマンはボンに住んですでに25年がたち、年齢も58歳になっていた。枢密顧問官(Geheimrat)の役職にも就いており、役務に追われていた時期でもある。書簡の著者は4年前にチーテルマンのゼミで学んだという。おそらく当時20歳代前半だろうか。また、いっぽうで、博士号は取得したが、訳あって法律の道に進むことは断念した、とも述べている。書簡のなかでふれられた自身の論文「私法と刑法における財産概念」は、チーテルマン文庫にも1冊収められているので、おそらくこれがその送付した抜刷であろう<sup>13</sup>。

ところで、ハインリヒ・ブラオヴァイラーの名前(原語のドイツ語)でインターネットに検索をかけると、「ベルギーのフリーメーソン運動」という著作が浮上する。わずか19ページの小冊子であるが、1917年ころにドイツの小都市メンヒェン・グラードバッハ(Mönchen-Gladbach)において出版されたものである<sup>14</sup>。ハインリヒ・ブラオヴァイラーについて得られる情報はその程度であるが、しかしこの著作を、これとは別に、「ハインツ」・ブラオヴァイラー(Heinz Brauweiler)の著作としてしめしているものがある<sup>15</sup>。たしかに、著作の出版地であ

るメンヒェン・グラードバッハは、このハインツの生まれ故郷でもあり、法学者にして文筆家、そして政治活動家であったとされるハインツ・ブラオヴァイラーには、フリーメーソン運動にかんするその他の著作も散見される<sup>16</sup>。その経歴をみると、1885年に生まれ、ボン大学で法学を学び、エアランゲン大学において学位を取得し、1909年ころにツェントルムス・パルラメンツ通信(Zentrums-Parlaments-Correspondenz)誌の編集者となり、その後まもなくドイツ西部国民新聞(Westdeutsche Volkszeitung)紙の編集長となった、とある。また、上記ツェントルムス・パルラメンツ通信誌の発行地はベルリンであった。したがって、当時ハインツ・ブラオヴァイラーは、ベルリン近辺に居住していたと考えるのが妥当であろう。ちなみに、かれがテーマとしていた「フリーメーソン運動」とは、18世紀のイギリスではじまった、政治的全体主義を排する一種のコスモポリタニズムを指し、多くの学識者や活動家に支持された政治運動の一種であることは言うを俟たない。

生まれ年からすると、1910年にこのハインツ・ブラオヴァイラーは25歳である。チーテルマンが教鞭を執っていたボン大学で法学を学んだこと、エアランゲン大学において学位を取得したこと、法律の道には進まなかったこと、20代前半という年齢、ハインリヒ、ハインツの著者名で別々に浮上する小冊子の存在など、この2人にはいくつかの奇妙な一致がみえる。しかし、書簡の末尾にある送り主の自著は、Heinzではなく、やはりHeinrich Brauweilerなのである。これをどのように判断すべきであろうか。

わたしは、同一人物だと推定する。

というのも、ハインツHeinzは、ハインリヒHeinrichという名(洗礼名)の愛称形、短縮形だからである。Heinrich Brauweilerはドイツ人の慣習として、より親しみを感じられる呼び名のHeinzを途中から自称しはじめたのであろう。おそらく、学位請求論文からその数年後までは、正式名を名乗っていたのだろうが、その経歴から推測されるように、市民向けのメディアにか

13 Heinrich Brauweiler, Der Vermögensbegriff im Privat- und Strafrecht, Berlin, 1910. (チーテルマン文庫 VIA8-4/2 資料番号 01792043013)

14 Heinrich Brauweiler, Die belgische Freimaurerei, Mönchen-Gladbach, [c. 1917].

15 Heinz Brauweiler, Die belgische Freimaurerei, [1918].

16 Heinz Brauweiler, Die Freimaurerei und der Weltkrieg, in: Hochland Monatschrift 11 (1915); Deutsche und romanische Freimaurerei, Köln, 1916; Die Brüder im Weltkrieg, Köln, 1917; Weltfreimaurerei und Weltkrieg I. und II., 1930; Die internationale Freimaurerei und der Krieg, 1932.

かわるようになると、愛称形を多用しはじめ、やがて常用するにいたったのではないか。たとえば、現代でもドイツの新聞の署名記事では記者の名前の愛称形をよく目にする。とくに、スペースのかぎられた記事欄において欧米系の名前は字数の上で長すぎるのである。もちろん、理由はそれだけではないだろうが、ハインツ・ブラオヴァイラーの名は世に定着し、本名のハインリヒは消滅した。したがって、ハインツはこの書簡のハインリヒであったと結論したい。ただそれだけと断言してしまえば身も蓋もないが、恩師のチーテルマンに宛てた、簡潔ながら心のこもったこの書簡が、2つの人物像を改めてひとつに結び合わせたといえなくもない。

ここで、ハインツ (ハインリヒ)・ブラオヴァイラーの経歴の続きをしめしておきたい<sup>17</sup>。1911年からドイツ西部国民新聞の編集長を務めたあと、1913年に中央党右派の機関誌であるデュッセルドルフ日刊新聞 (Düsseldorfer Tageblatt) の編集長に就任<sup>18</sup>、中央党左派を率いたマティアス・エルツベルガー (Matthias

Erzberger, 1875-1921) の政策に対抗した。第一次大戦後は新保守派としての活動に身を投じ、大学の私講師も務めたが、第二次大戦後はベルリンに住んで、カトリック委員会の理事などを務め、1976年に91歳で死去した。政治思想的には、1920年代ころから国法学者で政治学者であったカール・シュミット (Carl Schmitt, 1888-1985) に接近していったといわれている。

チーテルマンより民法の教えを受けたあと、ブラオヴァイラーは法学博士の資格を得たが、まもなく政治活動のなかへと突き進んでいった。ドイツもまた、その後2度の世界大戦を挟みながら、帝政の崩壊、ワイマール共和国の成立と消滅、ナチス政権の擡頭、敗戦と崩壊、そして東西分裂と、政治的・社会的にもっとも揺さぶられた時代であった。そのなかで法律学の素養を身につけ、国家の在りようをみずからの行動をもって模索しつづけたこの人物の生きざまに興味は尽きないが、本稿の目的から外れるので、これについてはまた別稿に改めたい。

(封筒おもて) (消印)

An

Herrn Geh. Justizrat Prof.Dr.

E[rnst] Zitelmann

Hochwohlgeboren

Bonn a[m]. Rh[ein]

Coblenzer Strasse

(封筒うら)

Abs[ender]

Dr.jur. H[einrich] Brauweiler Steglitz [bei?] Berlin, Schloßstr. 18

(文面第1面)

Steglitz, den 31. Dezember 1910.

Hochzuverehrender Herr Geheimrat!

Als ehemaliges Mitglied des juristischen Seminars, in welchem ich vor 4 Jahren in die Methode der juristischen Wissenschaft von Ihnen eingeführt zu werden den großen Vorzug hatte, bitte ich Sie, als geringes Zeichen meiner Dankbarkeit ein mit gleicher Post in Ihre Hände gelangendes Werkchen "Der Vermögensbegriff im Privat- und Strafrecht" annehmen zu wollen. Die Schrift ist ein Sonderdruck meiner Dissertation, auf Grund deren ich von der juristischen Fakultät der Universität Erlangen mit dem Prädikat magna cum laude promoviert worden bin. Es würde mich freuen, wenn Sie in meiner Arbeit die Früchte der uns von

17 Vgl. Deutsche Biographische Enzyklopädie (DBE), 2. Ausgabe, München, 2005.

18 中央党は現在のキリスト教民主同盟 (CDU) の前身で、1870年から1933年までのドイツのカトリック派の政党。



Ihnen übermittelten Lehren und wissenschaftlichen Arbeitsweise erkennen könnten. Die Ungunst der Umstände hat es mir leider versagt, daß ich der durch Sie liebgewordenen Jurisprudenz

(文面第3面)

mein Leben widmen durfte, aber die Liebe zu ihrer Wissenschaft wird in meiner Seele niemals erlöschen, wie ich mich auch Zeit meines Lebens mit Stolz dessen räumen werde, einst als Schüler zu Ihren Fäden haben sitzen zu dürfen.

Mit dem Ausdruck steter Dankbarkeit  
und hohen Verehrung  
Dr.jur. Heinrich Brauweiler.

※ [ ] 内は筆者による補足

(試訳)

ステグリッツ, 1910年12月31日

尊敬する枢密顧問官殿!

かつて法学ゼミナールの一員として、わたしは4年前に先生から法律学の手法を伝授されて大きな強みがありました。どうか先生に、この感謝の気持ちのささやかなしるしとして、同じ郵便であなたの手に届いた拙論「私法と刑法における財産概念」を受け取っていただきたいのです。この論文はわたしの学位請求論文の抜刷であり、これをもとにわたしはエアランゲン大学法学部より「優」の成績で博士号を授与されました。わたしの仕事に先生から伝えられた教えと学問的な研

究方法が引き継がれていることを見て取っていただければ嬉しくおもいます。不都合な事情により、先生を通じて好きになった法律学に人生を捧げることは残念ながらできなくなりましたが、しかし、その学問への愛情は、わたしの心のなかから決して消えたりはしません。わたしの生涯の時間を、かつて、先生につらなる門弟であることができたという誇りをもって、額に入れて掲げられるような、そんな気持ちでおります。

変わらぬ感謝と敬意を込めて  
法学博士ハインリヒ・ブラオヴァイラー



写真6 封筒おもて



写真7 封筒うら



写真8 文面:第1面

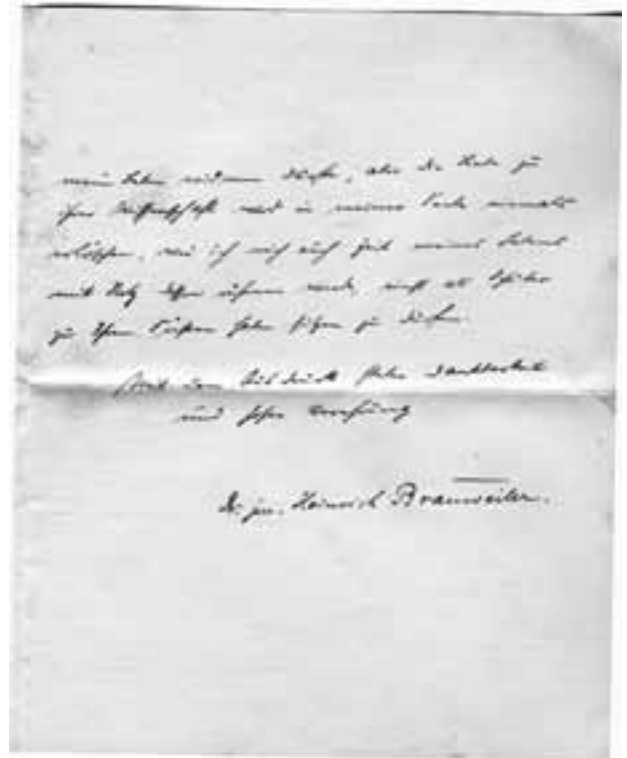


写真9 文面:第3面

### むすびにかえて

附属図書館の改修に偶発する、エルンスト・チーテルマン宛て書簡2通の発見は、100年以上前にチーテルマンに教えを受けた者たちの、まったくことなるその後の人生が、ふとした瞬間に交錯したことを認識させるものであった。ヘルマンソンは憲法学に転向して、母国の憲法制定をつうじた政治的独立のために身を捧げ、いっぽうのブラオヴァイラーは、おもにメディアをつうじた政治的実践の道を選んだ。表面的には、先生の学恩に感謝を述べる簡素な文面であったが、その行間は、みずからの時代にたいする強烈な目的意識と決意にあふれていた。チーテルマンが何を思い、これらの書簡を書籍のあいだに挟んだままにしたのかは判然としない。しかしそのことで、また、チーテルマン文庫の整理作業者の配慮とその後の忘却により散佚をまぬがれたことで、いわばタイムカプセルが生みだされ、そして2015年に偶然その扉が開かれることになったのである。

この2人は両者とも、チーテルマンの弟子筋の学者

にこそならなかったが、その人的サークルを大きくはみだした独自の活動により特徴づけられることになった人物であった。その実績と歴史上の知名度から、これらの直筆書簡は、本学附属図書館の貴重資料に推薦するのが相当であることを付言しておきたい。

(おがわ ともゆき, 学術資源研究公開センター助教,  
附属図書館協力研究員)

※書簡の翻刻にあたっては、フリーダー・ゾンダーマン東北学院大学教授にご協力をいただきました。記して感謝いたします。なお、本稿における責任は著者のわたしにあることは言うまでもありません。

Special thanks to Professor Dr. Frieder Sondermann in Tohoku Gakuin University at correcting and reprinting of these Letters. All responsibility of the monograph lies with Tomoyuki Ogawa.